

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年5月11日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(15人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委 員

1番 古川 敦己 委員 4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員

9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(3人)

2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員 14番 黒岡 勝美 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 5 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 6 号 農用地利用配分計画について

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	(開会 午前１０時００分) 定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。 それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしくお願いします。
小野農地 部会長 (以下 「議長」	ただ今から、平成２８年５月の農地部会を開会いたします。 出席委員は１８名中（１５）名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。 それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第１１条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	それでは（６）番（田邊 洋樹）委員と（７）番（小幡 通隆）委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の前田主幹と中村主任を指名いたします。 以上で議事日程第１を終わります。 それでは議事に入ります。１頁をお開きください。 議事日程第２ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 則本主任	則本です。それでは説明させていただきます。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」でございますが、１頁から２頁にかけて１２件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が１１件、使用貸借権設定が１件です。

議 長	それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】 今回申請のありました1番から12番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。 また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁12番までの計12件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁12番までの計12件は、許可と決定いたします。 次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 小林主任	小林です。説明は座ってさせていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から4頁にかけて8件の申請がございました。 次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、1番について調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました、8件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

議 長	また、この８件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。 事務局の説明では、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」ですが、３頁１番から４頁８番までの計８件は、別添調査票のとおり、農地法第４条第６項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	異議なしということでございますので、議案第２号は、３頁１番から４頁８番までの計８件は、許可と決定いたします。 次に、５頁をお開きください。議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 小林主任	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」でございますが、５頁に６件の申請がありました。 次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第５条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第３号、１番から調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました、６件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第５条第２項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 また、この６件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」は、５頁１番から６番までの計６件は、別添調査票のとおり、農地法第５条第２項

	各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	異議なしとのことですから、議案第3号は、5頁1番から6番までの計6件は、許可と決定いたします。 次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 則本主任	則本です。それでは説明させていただきます。 議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に2件の申請がありました。 1番につきましては、前回からの保留の案件です。前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について、意見聴取を欠席された賃借人の法定相続人からも弁明を求める必要があるため、保留となっております。 今回、賃借人の法定相続人から文書にて回答がありました。内容につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。 主な内容は、 1．賃貸借の経緯、賃借料の支払いについて、2．賃借人の耕作状況について、3．農地の返還について、4．その他賃貸借について です。 1．賃借料の支払いにつきましては、平成24年までは支払い済みと思っている。 2．賃借人の耕作状況につきましては、平成24年頃までは作付をしていた。父も亡くなったため賃貸人に小作をやめることを連絡し、その年の暮れには、耕運機で全体を耕した。 3．農地の返還につきましては、自分としては既に農地は返還したと認識しており、今後耕作する予定はない。 4．その他については、所有者が自作するか新たに借りて耕作される人が決まり、解約に伴う費用も所有者がされるのであれば解約手続きは行う。とのことでした。 次に2番につきましては、平成26年11月18日賃貸人より農地法第18条の

	規定による許可申請を受付し、審議の結果、許可の要件である農地法第18条第2項第6号「その他正当の事由がある場合」に該当すると判断し、平成27年6月2日付けで賃貸借の解約の申入れの許可処分をした案件です。 平成27年7月30日賃借人が岡山県知事へ許可処分に対する審査請求を提起していましたが、平成28年4月21日付けで岡山県知事より「本件処分を取り消す。」との判決があり、農業委員会の許可処分が取り消されました。 行政不服審査法には、(判決の拘束力)として 第52条 判決は、関係行政庁を拘束する。 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として判決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が判決で取り消された場合には、処分庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。 とありますので、農業委員会としては、本件について改めて処分をする必要があります。そのため、賃借人に対し、許可処分が取り消された旨通知したところ、すでに賃借人と和解し、土地返還の話が成立したとのことでした。その場合は許可申請を取下げ、合意解約の通知を提出していただくことになります。 今回の案件について各地区協議会でご審議いただきましたが、1番については、双方の意見聴取内容を整理し精査する必要があるため保留、2番につきましては、賃借人と土地返還の合意が成立したのであれば、農地法第18条第6項に規定による合意解約の通知を提出するよう指導するため保留とのご意見でした。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番と2番は、保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議長	異議なしということですから、議案第4号は、6頁1番と2番は、保留とします。 次に、8頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山地委員さんと中桐委員さんに関係する案件がありますので、

議 長	農業委員会等に関する法律第 2 4 条により , 議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (山地委員 中桐委員 退席) それでは , 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 則本主任	則本です。それでは説明させていただきます。 議案第 5 号の「農用地利用集積計画について」でございますが , 8 頁から 1 9 頁にかけて 9 9 件の計画が , 倉敷市農林水産課に提出され , 農業委員会に協議がございました。 利用権の種類の内訳は , 賃貸借 3 2 件 , 使用貸借 6 7 件です。 また , 利用期間の更新は 3 5 件で , 更新切れを含む新規は 6 4 件です。 今回 , 利用権設定を受ける借り手につきましては , 農地中間管理機構によるものが 6 件 , 農地利用集積円滑化団体によるものが 7 件 , 農地所有適格法人によるものが 7 件 , その他は個人です。 面積は , 農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて 2 3 3 , 5 1 7 . 1 1 m²です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており , 農業専従者は , 1 人以上確保され , 必要な農機具も所有しており , 書類上の不備はありませんでした。 議案第 5 号の各案件につきましては , 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすものとして , 9 9 件とも承認が相当と判断します。 なお , 各地区協議会でご審議いただきましたが , すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほどよろしく , お願いいたします。
議 長	事務局の説明では , 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」は 8 頁 1 番から 1 9 頁 9 9 番までの計 9 9 件は , 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすものとして , 承認とのことですが , 皆さん , ご異議 , ご意見はございますか。

各委員 議 長 議 長 事務局 前田主幹	【 異議なしの声あり 】 異議なしということでございますので、議案第5号は、8頁1番から19頁99番までの計99件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。 事務局、山地委員さんと中桐委員さんに入室するように伝えてください。 (山地委員 中桐委員 入室) 山地委員さんと中桐委員さんに報告いたします。 議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。 次に、20頁をお開きください。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。 前田です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。20頁をご覧ください。東地区で1件の申請がありました。 1番の東地区の特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は早島町早島で、国道2号線西田交差点の北東約100mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅の北西にある中帯江地区で自宅から約60mの距離にある田です。 相続人は昭和59年11月9日から被相続人より使用貸借し、農業経営を行ってきており今後も引き続き農業経営を行うものです。通作距離も問題なく、被相続人が相続開始前に後継者に農地等の権利設定等をしている場合には農業を営んでいるものとして取り扱い、この特例制度の適用対象となります。 また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。 そして、相続人は相続税の申告期限までに農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました これらの調査内容について東地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせて
--	--

議 長	ご報告いたします。 ご審議の程，よろしく申し上げます。 事務局の説明では，議案第 6 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は，20 頁 1 番は，承認とのことですが，皆さん，ご異議，ご意見はございませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	異議なしとのことですので、議案第 6 号は，20 頁 1 番は，承認されました。 以上で審議案件は終了いたしました。 次に 21 頁をお開きください。 ここからは報告案件です。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について 26 頁をお開きください。 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の報告について 27 頁をお開きください。 報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について 29 頁をお開きください。 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について 39 頁をお開きください。 報告第 5 号 農地法第 18 条の規定による通知について 41 頁をお開きください。 報告第 6 号 農用地利用配分計画について 42 頁をお開きください。 報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて 一括して事務局に説明をお願いします。
事務局 中村主任	21 頁をお開きください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告に

ついて」でございますが、21頁から25頁にかけて25件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に26頁をお開きください。

報告第2号「農地法第5条の規定による許可処分の報告について」でございますが、26頁に1件の申請がありました。

本件につきましては平成28年3月9日開催の農地部会において承認された、「市街化調整区域内農地の転用目的での競売」に対する買受適格者が当該農地を落札したため、落札者より農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたものです。

調査しましたところ、証明書交付時と事情が異なっていないと認められましたので、平成28年3月農地部会の議決に基づき、許可処分としたものでございます。

次に27頁をお開きください。

報告第3号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から28頁にかけて15件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に29頁をお開きください。

報告第4号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から38頁にかけて64件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に39頁をお開きください。

報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが39頁から40頁にかけて12件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、3号から5号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に41頁をお開きください。

報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、41頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成28年3月1日付けで農地

	中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。 次に４２頁をお開きください。 報告第７号「農地法第５条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、４２頁に１件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	ご異議ないものと認め、報告第１号から報告第７号についてはすべて承認することと決定します。 事務局他に、何かありますか。
事務局 池原次長	ご審議ありがとうございました。 次回の農地部会は、平成２８年６月８日（水）午前１０時より、倉敷市役所５０２会議室にて予定しております。 事務局からは以上でございます。
議 長	皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします これにて、散会いたします。 （閉会 午前１０時３０分）

農業委員会部会会議規則第 11 条第 2 項の規定により署名・押印をする。

平成 28 年 5 月 11 日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員